

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により秋田市森林整備計画をたてたいので、同第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、秋田市森林整備計画書の案を縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により秋田市森林整備計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和7年1月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

秋田市森林整備計画書の案

2 縦覧期間

令和7年1月31日（金）から同年3月3日（月）まで

3 閲覧方法

秋田市公式Webサイト「秋田市ホームページ」に掲載

(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)